

専 決 処 分 書

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例を制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する条例

別記のとおり

令和8年3月31日

伊丹市長 中 田 慎 也

市税条例及び都市計画税に関する条例の一部を改正する  
条例（令和８年伊丹市条例第１７号）

（市税条例の一部改正）

第１条 市税条例（昭和２９年条例第３１６号）の一部を次のように改正する。

第１８条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第１９条中「、第８１条の４第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第８１条の４第１項の申告書、」を削る。

第３３条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の右に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第８０条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車（以下この節において「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第８０条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「、前項」に改め、同項を同条第２項とする。

第８０条の２第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第８０条の２第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第８１条から第８１条の６までを削る。

第８１条の７（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第８０条の３とする。

第８１条の８の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「原動機付自転車及び小型特殊自動車」を「軽自動車等」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第８１条とする。

第 8 2 条（見出しを含む。）、第 8 3 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項並びに第 8 5 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 7 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 8 8 条の見出し、第 8 9 条（見出しを含む。）並びに第 9 0 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 9 1 条第 2 項中「第 8 0 条第 3 項ただし書」を「第 8 0 条第 2 項ただし書」に、「第 8 1 条の 7」を「第 8 0 条の 3」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 1 1 年から平成 1 8 年まで又は」を「同法第 4 1 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 1 0 条の 2 第 3 項中「附則第 1 5 条第 1 4 項」を「附則第 1 5 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 1 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 2 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 2 2 項第 3 号」を「附則第 1 5 条第 2 1 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則

第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第9項から第13項までを次のように改める。

9 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の2第14項から第19項までを削り、同条第20項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第21項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第22項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第24項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第26項を第20項とし、第27項を第21項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同

条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか  
の別

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」

を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号、第17条第3項第2号、第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び同条第5項第2号並びに附則第20条の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

(都市計画税に関する条例の一部改正)

第2条 都市計画税に関する条例(昭和32年条例第411号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第6項(見出しを含む。)中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修

特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか  
の別

附則第20項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関

する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び付則第 4 条第 2 項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、第 2 条の規定による改正後の都市計画税に関する条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年伊丹市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条中「の種別割」を削る。